

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

この度は、「平成24年度以降の加入光ファイバ接続料の改定」に関し、再意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。

【総論】

平成23年度の接続委員会の報告書にて「分岐単位接続料設定の適否に関する検討については、別添1に記述した考え方を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする。」となっており、本年度中に一定の結論を導き出すことは重要であると考えます。しかしながら、現在開催中の接続委員会にて検討されている「非競争地域」のみに適用するエントリーメニュー案（以下、「本案」とする）については、1芯単位の接続料設定を前提に検討されており、本来検討すべき分岐単位接続料設定については十分な議論がなされていない状況です。

これまで当社を含め多くの接続事業者が分岐単位接続料設定の必要性を主張してきましたが、本案については、今後の新規事業者の市場参入による競争促進やF T T H市場の拡大、さらに本質的な目的である利用者の利便性向上の観点からは疑問を抱くと共に、本案をもって分岐単位接続料設定の適否における一定の結論とすることは早計であると考えます。第21回接続委員会にて分岐単位接続料設定の実現方式や検証が取り上げられましたが、十分な議論による結論が得られたものではないと考えるため、改めて分岐単位接続料の設定について深掘りした検討を行っていただくことを要望します。

以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

意見提出者	該当箇所	弊社意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>【総論】</p> <p>NTT 東西殿を含めた OSU 共用については、平成 23 年 10 月より接続委員会において議論が再開され、分岐単位接続料設定の適否について議論がなされています。OSU 等の設備を共用することにより、効率性の向上が図られ、1 ユーザ当たりのコスト低廉化が進むことに伴い、事業者参入のハードルが下がり、サービス競争が促進され、ひいてはユーザ料金の低廉化につながることは明らかです。競争事業者の参入促進による料金低廉化・サービス多様化の推進、光サービスの利用率向上については、『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』（平成 22 年 12 月 14 日）においても、その必要性が示されているところです。接続委員会におかれましては、設備共用の可能性を追求した議論をして頂き、NTT 東西殿を含めた OSU 共用を前提とした分岐単位接続料の設定を実現して頂きたいと考えます。</p>	<p>ソフトバンク殿の意見に賛同いたします。</p> <p>「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成 23 年 12 月 20 日答申）にもあるとおり、2010 年度末現在、我が国における F T T H 整備率が 92.7% に達している一方で、F T T H サービスの利用率は 37.8% に留まっており、利用率の向上が課題となっています。</p> <p>F T T H サービスの利用率向上を実現するためには、利用者が経済的価値を見出せるだけ十分に低廉化された料金水準でサービス提供されることが必要不可欠と考えます。</p> <p>モバイルブロードバンド市場においては、F T T H サービスと遜色のない通信速度を実現する L T E サービスの利用者料金が既に月額 3 千円台で提供される予定となっており、今後より一層普及率を高め市場規模を拡大していくことが想定されます。その一方で、F T T H サービスが現状の料金水準のままでは、モバイルへのマイグレーションも加速し固定ブロードバンド市場の停滞が懸念されます。</p> <p>分岐単位接続料の設定については、接続事業者の事業規模や既存の顧客基盤によらず公正な競争環境が実現可能なことから新規参入の容易性が高まり、設備の利用効率向上による接続料の低廉化やサービス競争の活性化による利用者料金の低廉化が実現可能である最も有効な方策であり</p>

		実現されるべき政策と考えます。
日本電信電話株式会社	<p>現状の戸建て向け光サービスのユーザ料金が月5千円程度であることに対し、その構成要素の一つである加入光ファイバの接続料は3千円台であることから、その点だけにおいても既に光サービスへの参入は可能であり、現にKDDI様はNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを展開しており、全国にエリア拡大をしているところです。</p> <p>～（略）</p> <p>また、接続委員会において、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として「エントリーメニュー」が挙げられました。しかしながら、自ら設備を構築して光サービスを提供している事業者やNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを提供している事業者様とNTT東西との間で、現行の接続形態及び接続料水準で既に競争は十分に機能していることは前述の通りです。</p>	<p>ADSL市場では当社をはじめ多くの新規事業者が市場参入し牽引することで健全な競争環境が構築され、ブロードバンドの普及が短期間ではかられ利用者の利便性向上に貢献してきました。しかしながら、ADSLからFTTHへの流れにおいては、NTT東西殿の市場シェアが7割を超えており、結果的にADSLで培われた健全な競争市場が失われ、NTT東西殿の独占状態となっています。</p> <p>現在のFTTH市場が一定の競争環境にあるとの意見もありますが、当社は、ADSL市場と同様に接続事業者の事業規模や既存の顧客基盤によらず公正な競争が成り立つことが目指すべき競争環境と考えます。多様な事業者での活発なサービス競争によって、利用者が経済的価値を見出せるだけ十分に低廉化された料金水準が実現され、利用者利便性の最大化を図ることが可能になるものと考えます。</p> <p>加えて、PSTNのマイグレーションによる結果的なサービスのマイグレーションだけでは利用者利便性の向上は限定的であり、FTTHサービスを中心とした固定ブロードバンド市場の拡大は図れないものと考えます。</p>
KDDI株式会社	<p>このような状況にあることを踏まえれば、以下のとおり「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の</p>	

	公平な競争環境を損なうことになるため、安易に実施すべきではありません。	
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	1. 災害特別損失の扱いについて 震災対応とはいえ、接続料規則に規定がないものを内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを性急に許可することは早計であると考えます。まずは接続料規則第 3 条の許可の申請を行い、接続料原価への算入の是非について議論を尽くした上で対応を行うことが本来あるべき姿と考えます。	災害特別損失の接続料への算入是非について議論した上で対応すべきとするソフトバンク殿の意見に賛同します。 当社としては、接続料規則に規定がないため、本来は接続料原価に算入されるべきではないと考えますが、やむを得ぬ事情で算入する場合は、算入コストの内容の透明性を確保することが必要と考えます。
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	2. 乖離額調整について 基本的な考え方として、将来原価方式は、申請者である NTT 東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであるため、乖離額調整制度は本来認められるべきものではありません。仮に、乖離額調整を認めた場合、NTT 東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT 東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じることから、乖離額調整制度の恒常的な	将来原価方式における乖離額調整制度は本来認められるべきではないとする、ソフトバンク殿、KDDI 殿の意見に賛同します。 各社の意見及び当社意見書でも述べたとおり、将来原価方式における乖離額調整制度はNTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないことや接続事業者の事業予見性を欠くことから認められるべきではなく、本制度を適用しない将来原価方式にすべきと考えます。 また、ソフトバンク殿の意見にあるNTT東西殿のコスト削減の取り組みに関する内容の公開については、適正性を判断し乖離額が発生した要因を明確にするため、接続事業者に対して公開していただく必要があると考えます。 本制度の廃止が困難な場合は、当社意見書でも述べたと

	<p>実施は認められるものではないと考えます。 ～（略） 申請概要に示されている情報のみでは、NTT東西殿のコスト削減の取組が適正に行われているのか接続事業者で検証を行うことは不可能であるため、総務省殿に検証して頂き検証結果を示して頂く、または接続事業者にて検証が可能となるよう NTT 東西殿のコスト削減の取組の詳細を公表して頂く等の措置が必要と考えます。</p>	<p>おり、予測精度を上げるためにも、定期的な情報公開を実施いただき、適宜予測値の見直しを図る等の所要の措置をとることが必要と考えます。</p>
<p>KDD I 株式会社</p>	<p>平成 24 年度の接続料は、乖離額調整の適用によって NTT 東・西ともに当初見込み額より低廉化されましたが、そもそも将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは実質的に実績原価方式を採用することと同等であり、本来は認められるべきではありません。</p> <p>光ファイバの接続料水準は、需要予測値の大半を占める NTT 東・西の利用動向に左右される構造になっているため、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くおそれが依然としてあります。従って、乖離額調整を適用しない本来の将来原価方式に早期に戻すべきです。</p>	

以上